（出国制限対象者）

第五十九条の四　法第六十三条の二第一項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、主任審査官が指定する。

二　行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前三号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

2　第三十六条の二第三項の規定は、法第六十三条の二第一項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付された出国制限対象者に対する出頭の要求について準用する。

3　法第六十三条の二第一項に規定する出国制限対象者条件指定書の様式は、別記第八十三号の三様式による。

4　法第六十三条の二第二項の規定による届出は、出国制限対象者条件指定書の交付の日又は直近の届出の日から三月を超えない範囲内で主任審査官が定める日までに、書面その他主任審査官が適当と認める方法によつて行うものとする。

5　法第六十三条の二第二項に規定する法務省令で定める事項は、同条第一項の規定により付された条件の遵守の確保のために主任審査官が必要と認める事項とする。

備考　表中の［　］の記載及び標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［条を加える。］

別記第三十九号様式を次のように改める。

別記第三十九号様式（第二十八条、第五十三条の二関係）

番　号 年　月　日

日本国政府法務省

出国確認留保通知書

殿

1　氏　　名　　男
女

2　生　年　月　日　　年　　月　　日

3　国籍・地域

□　出入国管理及び難民認定法第25条の２第１項

□　出入国管理及び難民認定法第60条の２第１項

の規定により、

年　月　日　時　分から　年　月　日　時　分

までの間、あなたの本邦からの出国の確認を留保するので、通知します。

出国確認の留保の理由

入国審査官

署　名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。